

E.L.F.

EQUALITY

LIBERTY

FRATERNITY

2023

84

spring

特集

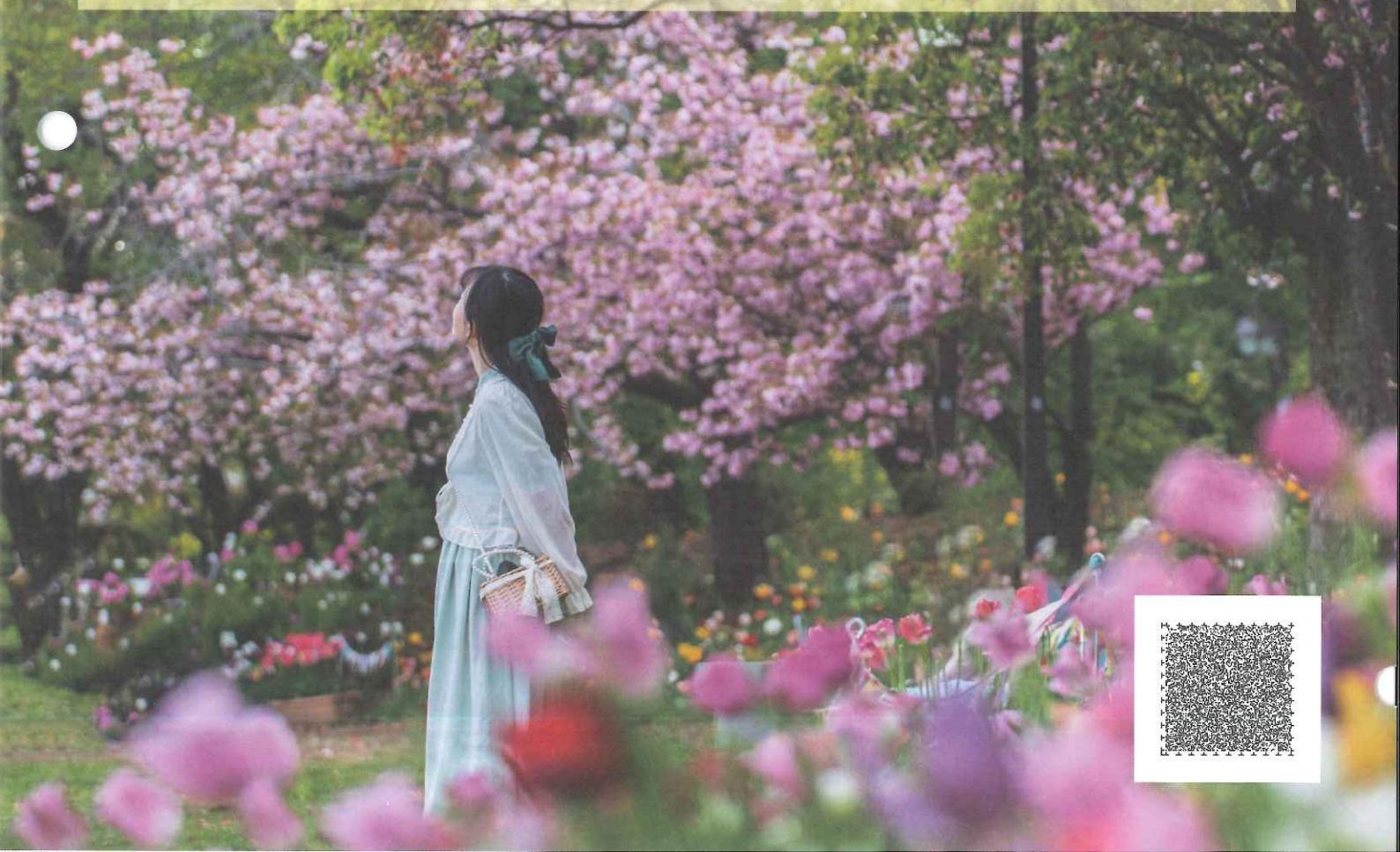
わかやまけんすいへいしゃそうりつ
しゅうねん
和歌山県水平社創立100周年を記念して

じんけん
人権ちょこっと
コラム

じんけん
人権ってなあに？

エルフねこの
おしゃべり広場

じんけん
わたしの人権、あなたの権





和歌山県水平社創立 100周年を記念して

部落解放同盟和歌山県連合会

解放を求めて

「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」という書き出しではじまる水平社宣言は、今から100年以上も前に日本初の人権宣言として高らかに読みあげられました。この宣言は、部落民自身による解放でもあり、また長年にわたり差別され抑圧されつづけた自尊心と「自ら解放せんとする者の集団運動」でもありました。水平社宣言を読み上げるときのようすを創立大会号として特集が組まれた雑誌『水平』創刊号（1922年7月13日発行）では「駒井氏の一句は一句より強く一語は一語より感激し来たり、三千の会集皆な声をのみ面を伏せ歎歎の声四方に起る、氏は読了ってなお降壇を忘れ、沈痛の気、堂に満ち、悲壯の感、人に迫る、やがて天地も振動せんばかりの大拍手と歓呼となった」と記されています。差別されつづけ、抑圧された部落民自身の解放と捻じ曲げられた自尊心をまっすぐに糾し、「吾々がエタである事を誇り得る時が来た」瞬間でもありました。

編 領

一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す

一、吾々特殊部落民は絶対に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す

一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間處あられて來た只翁よ、遺失半世紀間に幾々なる方法ご、多くの人々によつてなされた苦難の爲めの運動が、何等の有難い結果を齎さなかつた事實は、吾等のすべてが吾々につて、又他の人々によつて他の人々間を勵むるかの如き運動は、おへつて多くの見習を應落させた事を知れば、此等の運動の中より人間を教導する事によつて自ら解救せんとする者、其の運動を起せるは、寧ろ必然である。

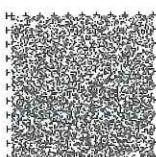
兄弟よ、吾の祖先は自由、平等の渴憾者であり、實行者であつた。眞なる階級政策の渴憾者であつて、眞なる眞正の渴憾者であつたのだ。ケモノの皮膚を剥ぎ取らされ、ケモノの心臓を剥ぎ取らされ、代價として、暖い人間の心臓を引剥かれ、そこへ下らない嘲笑の底まで吐きかけられた呪はれた後の噩夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにいた。そうだ、そして吾は、この血を含めて人間が神におわらうとする時代にあつたのだ。機械者がその格好を投げ返す時が来たのだ。病弱者ガ、その剝離を覗き見られる時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず重屈なる羞恥なる行爲によつて、祖先を辱しめた人間を告発してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何等かに冷たいか、人間を説得する事が何よりもよく知つてゐる吾は、心から人の熱光を頼求而讀るものである。

水平社は、かくして生れた。人の世に驚かれ、人間に光あれ。

すうじんじ ちれんこうかい ぞう
崇仁自治連合会 藏



水 平 社

裏面を見よ
大正十一年三月

わか やまけんすいへいしや まく
和歌山県水平社の幕あけ

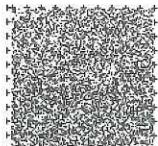
わか やまけんすいへいしや そうりつ とくがわけ まつ きしゅうとうしょうぐう さいれい ひ がつ にち そうりつ び
和歌山県水平社創立は、徳川家を祭る紀州東照宮の祭礼の日である5月17日を創立日とし、
わたし ながねん しいた くる みぶんせいで こていか とくがわけ きゅうだん いみ こ けつ
私たちを長年にわたり虐げ苦しめてきた身分制度を固定化した徳川家への糾弾の意味を込めて決
てい そうりつたいかい わか やま しこうかいどう かいじょうかいか がまんいんりつすい よち せいきょう
定されました。創立大会は、和歌山市公会堂において「階上階下満員立錐の余地なき盛況」のな
みちうらわかはち かいかい じ ようす むろしんばう ねん がつ にち
か道浦若ハの開会の辞ではじまりました。その様子を『牟婁新報』(1923年5月19日)は
え た な とうと すいへい しんしゃかいそうぞう あけの そうぞうしゃ あた せいき ひ きた
「穢多の名を尊ばれる水平の新社会創造へ 曙の創造者よ！ 新らしき世紀の日は来りぬ」とあ
らたな幕あけの日を大々的に報じています。そして、島田湯正(原文まま)(岡町水平社)は血
よう ひつう ちょうぶん せんげんしょ なみだ ふ われわれ こころ じんせい ねつ ひかり がんぐらいさん
をみる様な悲痛なる長文の宣言書を涙を振って「吾々は心から人生の熱と光を願求禮讚するもの
すいへいしや う ひと よ ねつ にんげん ひかり むす ひ
である水平社はかくして生まれた、人の世に熱あれ人間に光あれ」と結んだのです。その日から
100年を迎える今年5月17日、先人から綿々と受け継がれてきた、これまでの解放運動を総
かつ かいほうううんどう どうめいいん おお なかま ききゅう きねんしゅうかい かいさい
括し、これから解放運動を同盟員はじめ多くの仲間とともに希求するため、記念集会を開催し
ます。



むろしんばう ねん がつ にちづけ
『牟婁新報』(1923年5月19日付)



おおさかあさひしんぶん ねん がつ
※『大阪朝日新聞』(1923年5月
にちづけ おかもとつるしげ すいへいしやせん
18日付)には、岡本鶴繁が水平社宣
げん しまだきよまさ こうりょう ろうどく しる
言を、島田清正が綱領を朗読したと記
されています。



私たちのすすめる部落解放運動

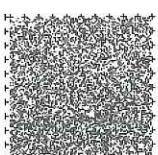
私たちの部落解放運動は、差別の実態をとらえ世話役活動から地域住民の声をしっかり聞き取り、要求に転化してきました。これまでの部落解放運動の歴史の中で、大きな闘いになった1952年のN県議差別事件、長期にわたった勤評闘争、組織を二分する第19回大会など、差別をなくすために闘う人びとと未来を希求する切なる願いがそこにありました。

1965年「早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題」との認識を示した「同和対策審議会」答申から58年が経過しました。1969年の「特措法」以降、住環境の整備や教育・就労保障など、様々な施策が講じられ地域の様子は一変しました。「特措法」以降、部落への施策を講じてきた一方で、国民への啓発や法施行への正しい理解がすすまなかつたことで「心理的差別」の解決を残したまま2002年3月法の失効を迎えました。それから「部落差別解消推進法」が成立するまでの14年間で部落への認識が大きく後退しました。多くの市民は、法失効とともに「部落差別はなくなった」と錯覚したのです。14年間という法律のない大きな空洞は、「差別してもいい」という間違った認識を植え付けることとなり、差別事件を増加させる一因となりました。

これらの間違った認識は、多くの市民に広がる一方で、部落問題を知らない世代が大半をしめる状況になりました。しかし、部落への忌避意識や間違った認識はしっかりと存在し、ネット上では公然と「部落探訪」などという名のもとで、他者によるアウティングがおこなわれつづけています。こういった差別を助長・まん延させる差別事件への対応や同和教育を受けてこなかつた世代にどうアプローチすべきかが私たちに課せられた大きな課題でもあります。

未来への希求

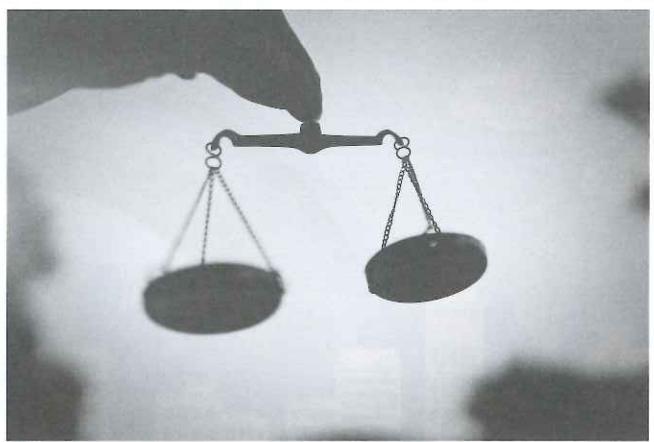
和歌山県水平社創立100年を迎えるにあたり、先人たちがどういう未来を希求し闘いをすすめてきたのか総括してきました。そして、これから部落解放運動をどう進めなければならないのかをしっかりと見据えなければなりません。今もインターネット上に差別はまん延し、行政のモニタリング事業で報告される数字一つ一つに差別が凝縮されています。そして、結婚差別や就職差別、土地差別はまだ横行し多くの人びとが部落差別をうけています。「100年も差別と闘いつづけてきて、このざまか」と先人に叱責されるかもしれません、残念ながらこれからも差別は形を変えて続くでしょう。



私たちちは部落差別をはじめ、様々な差別問題に真摯に向き合い闘いを進めてきま

した。先人から受け継がれてきた苦しみや悲しみ、時には劣等感を植えつけられ、自尊心さえも歪められるほどの厳しい差別との闘いから、「人間を尊敬する事によって自らを解放せん」として大衆と共に取り組んできました。一方で、差別をなくす多くの人びとの取組をあざ笑うかのような差別事件が近年、続発しています。差別の形態は100年前となるべく変わりありません。人を踏みつけ差別する行為は、明らかに「憲法違反」であり、「和歌山県部落差別解消推進条例」違反でもあります。「吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚」するため、ともに闘う仲間とともに、部落解放運動にまい進するものです。

※文章中に使用している画像を許可なく複製することを禁止します。



機関誌「E.L.F.」へのご意見、お待ちしております。

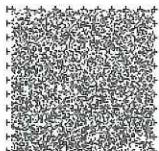
「E.L.F.」は、公益財団法人和歌山県人権啓発センターが年4回発行している機関誌です。人権に関するさまざまな団体や情報の紹介、当センター主催のイベント情報などをお知らせしています。

「こんなテーマを取り上げてほしい！」

「こんな団体知ってるよ！」

読んでみたいテーマやPRしたい団体の取組などございましたら、(公財)和歌山県人権啓発センターまでご意見をお寄せください。

これからも、みなさんに楽しんでもらえる機関誌をお届けできるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願ひします。





じんけん
人権って
なあに

じんけん 人権ちょっとコラム

「人権ってなあに」と質問をされたとき、皆さんはどうのように答えますか？

多くの方は、「人権は大切なものだけれど、なんとなく曖昧で、一言で答えることはできない」と答えることが多いです。憲法や法律などにも関係してくる「わかりにくいもの」「難しいもの」と感じてしまったりすることでしょう。なかには、「人権には特に関心がないので答えられない」という人もいるかもしれません。

ただ、人権は決して難しいものでも、遠い存在のものでもありません。

人権とは、「誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利」のことです。具体的には、自由にものを考え、それを人に伝える権利や、知られたくないことは秘密にできる権利などがあります。

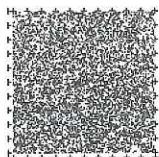
様々な人権問題

私たちは「自分の個性や能力を生かして働きたい」「健康で文化的な生活がしたい」など、人生を豊かで幸せなものにするための様々な願いを持っています。

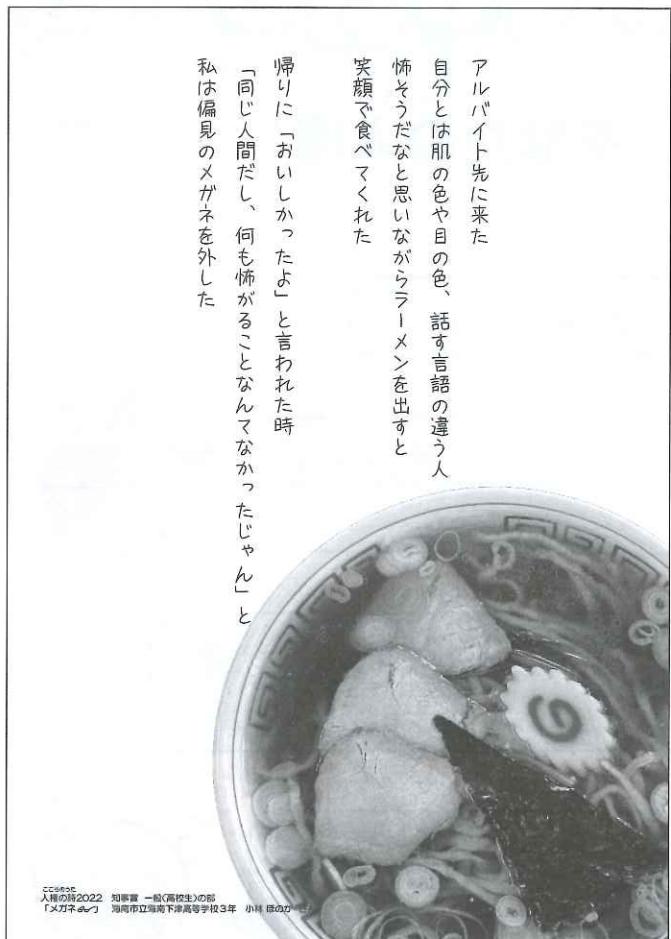
しかしながら、知識不足、偏見、思い込みや固定観念などから、この願いを妨げる人権侵害が生じています。

例えば、同和問題や、女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人に対する人権問題などが挙げられます。他にも、インターネット上での人権侵害や、職場でのハラスメント、新型コロナウイルス感染者や医療従事者への誹謗中傷なども問題視されています。

では、人権を守るためにはどのようなことができるのでしょうか。



人権を守るために |



アルバイト先に来た
自分とは肌の色や目の色、
話す言語の違う人
怖そだなと思いながらラーメンを出すと
笑顔で食べてくれた

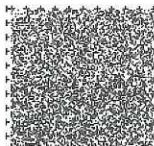
帰りに「おいしかったよ」と言われた時
「同じ人間だし、何も怖がることなんてなかつたじゃん」と
私は偏見のメガネを外した

※左の『人権の詩（こころのうた）』は、
日々の生活の中で見過ごしがちな出来事を「人権」という視点で見つめ直してみると、改めて気づくことや、心あたたまるストーリーなど、何か違ったものが見えてくるのではないかという趣旨で、毎年、募集を行っています。

この詩は、当時高校3年生の小林ほのかさんの作品です。アルバイト先で経験した「違い」に当初は戸惑いを感じながらも、偏った見方をせずに相手を受け入れることの大切さに気づけたという内容となっています。この詩を読んで、皆さんもぽかぽかと温かい気持ちになったのではないでしょうか。

私たちにはそれぞれ違った個性や特徴を持っています。見た目や価値観など、「違い」を持っているのは当たり前のことがですが、この「違い」に好き嫌いの感情や優劣の考え方方が加わると、個人の一面だけを見て判断てしまい、嫌ったり、避けたりするという偏見や差別を引き起こすことがあります。

人は誰でも1人では生きられないものです。多くの人ととの繋がりや助け合いの中で生活をしています。互いの人権を守るということは、違いを認め合い、尊重していくことです。「幸せに生きたい」という願いを大切にするために、私たちに何ができるか今もういちど考えてみませんか？



エルフねこのあしやべり広場

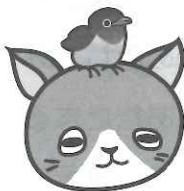
じんけん じんけん 「わたしの人权、あなたの人权」



じんけん
むずか
「人权」って、なんだか難しそうだよね…



じんけん
かんけい
おも
じんけん
うそ
でも、ホントに関係ないのかな…



ひと
ひと
ひと
ひと
ひと
ひと
しあわ
も
い
かんけい
い
かんけい
か
ぜったいひつよう
かんけい
ひと
か
人がみんな持っているのなら、関係ない人はいないんじゃない？



じんけん
うそ
かく
こばやし
し
か
なん
まいにち
なか
じんけん
何でもない毎日の中に「人权」が隠れているのかも。



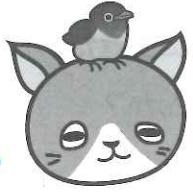
ふだんき
はんたい
きぎ
こころ
あたた
ホントだね。普段気にしていなくても、心が温かくなったり、反対に傷ついたりしたときに気づくのかもしれないね。



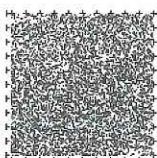
ふう
まいにち
すこ
かんが
こんな風に、人权のことを少しだけ考えられるようになる
だけで、きっと毎日いろんな発見があるよね！



むずか
たが
じんけん
まも
難しいことはわからないけど、自分も相手も大切にすること
とが「お互いの人权を守る」ってことになるのかな。



じぶん
あいて
たいせつ
まも
あ
きっとそれがスタートだよ。
じんけん
まも
そうやって、みんなの人权をみんなで守り合えればいいよね。



「人権の詩」の募集

—「こころのうた」のぼしゅう—

～身边にある人権や命の大切さについて、自分の想いを詩で表現してみませんか～

普段の何気ない生活の中で、ともすれば見過ごしがちな出来事を「人権」という視点からつづった詩を募集します。

テーマ 人権の大切さや差別のない社会をつくることの大切さなど人権をテーマとした内容にしてください。

募集期間 2023年7月3日(月)～9月4日(月)

対象 県内在住、または通勤・通学している方

その他 入賞等された方には副賞として図書カードをお渡しします。

応募は未発表の作品に限ります。他の人の作品を自分のものとして応募することはできません。

その他の詳細は当センターまでお問い合わせください。



人権ホットライン

人権でんわ相談

さまざまな問題や悩みを抱える
相談者に助言を行い、
自身が主体的に問題を解決する
ための支援を行います。

一般相談

①開設日時／毎週月曜日～金曜日

午前9時～午後4時

(祝日・12/29～1/3は休み)

②相談方法／電話相談

TEL 073-421-7830

弁護士による無料法律相談

①開設日時／偶数月 第2・第4木曜日

奇数月 第2土曜日・第4木曜日

午後1時～4時(当日が祝日の場合はその翌日)

②相談方法／面接相談・オンライン相談

TEL 073-435-5420 (お電話でご予約ください)

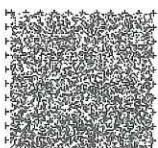
日頃、生活中で人権に関するお困り事などがありましたら、

お気軽にご相談ください。

2023(令和5)年度法律相談実施日

4月13日・27日, 5月13日・25日, 6月8日・22日, 7月8日・27日, 8月10日・24日, 9月9日・28日,

10月12日・26日, 11月11日・24日, 12月14日・28日, 1月13日・25日, 2月8日・22日, 3月9日・28日





じんけん 人権ライブラリー(おすすめ図書)のご紹介

※出版社の内容紹介を参考にしています。



あ・吽(小学館) ※コミックス全14巻

おかざきまり

日本仏教の要である、比叡山延暦寺の開祖である最澄、弘法大師の名で日本人なら誰もが聞いたことがある空海。レオナルド・ダ・ヴィンチにも匹敵するといわれる日本史上、比類ない天才である、最澄と空海がまさに華麗に、繊細に、そして豪快に描かれる人間ドラマ

です。

戦争は女の顔をしていない(KADOKAWA) ※コミックス3巻まで、連載中

小梅けいと(作画)、スヴェトラーナ・アレクシエーヴィチ(原著)、

速水螺旋人(監修)



「一言で言えば、ここに書かれているのはあの戦争ではない」…500人以上の従軍女性を取材し、その内容から出版を拒否され続けた、ノーベル文学賞受賞作家の主著。「狼と香辛料」小梅けいとによるコミカライズ。



エリックの赤・緑(しきかく学習カラーメイト)

ジュリー・アンダーソン(原作)、デイヴィッド・ロペス(画)、
ごとうあさほ(訳)、尾家宏昭(説明)

アメリカで2013年に出版された絵本が原作です。色覚のちがい(色覚多様性)を自然に理解できていくストーリーは、小さいお子さんから大人まで、心に響くとともにいろんなことを考えさせられるでしょう。

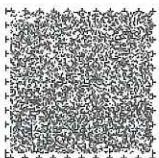
日英仏3言語 ビジュアル版 世界人権宣言(創元社)

国際基督教大学(英訳)、遠藤ゆかり(日訳)

2018年に刊行した「ビジュアル版 世界人権宣言」(創元社)に、国際基督教大学の学生プロジェクトチームによる英訳を加え、日英仏3言語版として新たに刊行。



学生プロジェクトチームによる
英訳を加えた3言語版
2022年より国際基督教大学の
入学式で新入生に配布



人権ライブラリー(おすすめDVD)のご紹介

※制作会社の内容紹介を参考にしています。

あなたの笑顔がくれたもの～周りから見えにくい障害・生きづらさ～ (37分、東映株式会社)

主人公の麻友子は、発達障害である幼馴染の紗希、オストメイト(人工肛門保有者)の女子高生美織、祖母の介護をしている桃田、それぞれ周りからは見えにくい生きづらさを抱えている3人との関わり合いによって、自分の思い込みに気づき、変わる決意をします。

外見で決めつけたり、「障害者」や「ヤングケアラー」などカテゴリーで人を判断したりせず、一人一人が考え方も違う人間であるということを理解して向き合うことの大切さをこのドラマを通して学んでいくことができます。



2023(令和5)年度 賛助会員・寄附を募集しています!

公益財団法人和歌山県人権啓発センターでは、人権に関するあらゆる情報を収集し、それをセンターだよりやホームページなどを通じてみなさまに提供しています。また、セミナーやワークショップを開催し、人権意識を高めるための活動を展開しています。

センターの活動をご理解いただき、賛助会員・寄附としてご支援をお願いします。

賛助会員 会費 個人／一口2,000円、団体／一口10,000円(何口でもご入会いただけます)

特典 *センターだよりの送付(季刊発行のセンターだより、「E.L.F.(エルフ)」)

*各種事業開催のご案内(セミナーやワークショップ、イベント等)

*啓発資料の送付(センター作成の啓発資料等)

*人権ライブラリー(閲覧室)の優待利用(貸出枠の増加等)

*人権ギャラリー(研修室)の優待利用(申込受付開始時期の優遇、電話予約)

*講演会・研修会等の講師の紹介

入会手続き ご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

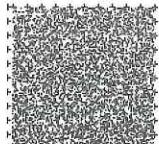
寄附 金額 金額を問わずにご支援いただけます。

賛助会員と同様の特典がご利用いただけます。

お名前のご紹介 賛助会費(団体)・一定金額以上の寄附をいただいた方のご芳名を、センターのホームページに掲載させていただきます。(掲載を希望されない方については、掲載しません。)

税の優遇措置 センターへの賛助会費や寄附は、一部税の優遇措置の対象となります。詳しくは、

税務署等にお問い合わせください。(領収書は当センターより発行いたします。)





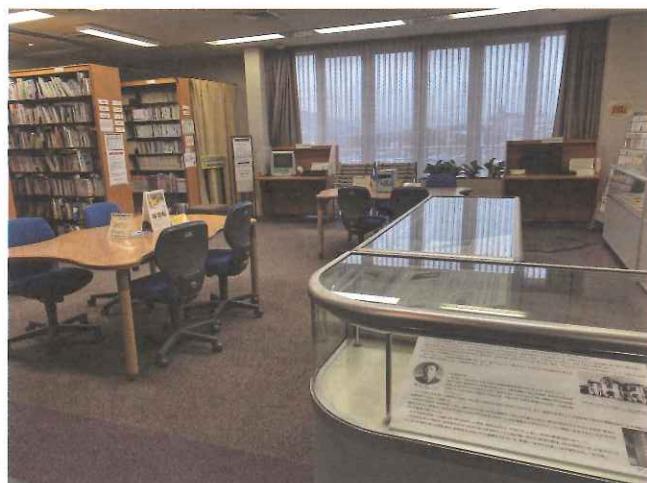
ライブラリーがリニューアルしました!

今までなかった展示ブースや新コーナーを設け、ライブラリーが生まれ変わりました。人権に関する情報や本の紹介など積極的に行っていきます。

また、新しい書籍も入荷予定ですのでお楽しみに。

さらに、DVD返却BOXを新たに設置。開館時間外でも、このBOXに返却していただくことができ、より便利になりました。

どうぞお気軽にご利用ください。



エルフ

E.L.F.

公益財団法人 和歌山県人権啓発センター

Equality／平等 Liberty／自由 Fraternity／友愛

お問い合わせ 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421
URL w-jinken.jp/ E-mail mail@w-jinken.jp

開館時間 9:00～17:45 *人権ライブラリー・人権ギャラリーは、
9:30～17:00

休館日 日曜・祝日、年末年始（12/29～1/3）

交通案内 JR和歌山駅から徒歩約7分
JR宮前駅から徒歩約7分
南海和歌山市駅からバス：約20分、バス：約5分「手平出島」下車

有料駐車場あり 100円／50分（30分以内無料）



この印刷物は地球環境に優しい
植物油インキを使用しています。